



国 監 告 第 11 号

地方自治法第199条第1項及び第5項の規定に基づき実施した随時監査に係る監査結果を、同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和3年12月2日

国立市監査委員 庄 司 雅

国立市監査委員 青 木 淳 子

随時監査結果報告書

1 随時監査

(1) 種類

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 5 項

(2) 概要

① 実施期間

ア 事前調査

令和 3 年 11 月 1 日 (月) から令和 3 年 11 月 11 日 (木) まで

イ 実施

令和 3 年 11 月 24 日 (水)

② 対象部局

健康福祉部新型コロナウイルスワクチン接種対策室

(3) 対象事項及び範囲

① 対象事項

ア 令和 3 年度国立市一般会計 (歳出)

新型コロナウイルスワクチン集団接種業務委託 (土日実施) 9 月分 (10 月 19 日支払分)

予算科目 04.01.02.12(09)

支出額 5,300,900 円

② 対象範囲

ア 財務に関する事務の執行等

イ 一般行政事務の執行及び事務事業の経済性、合理性、正確性等

(4) 手続き

① 実施通知 令和 3 年 11 月 1 日 (月)

② 資料提出期限 令和 3 年 11 月 10 日 (水)

③ 事前調査 事務局による調査 (前記のとおり)

④ 実施 監査委員による監査 (前記のとおり)

ア 国立市監査基準に則り、先に提出された資料に基づき、監査対象部局より対象事項の概要説明を受け、その後、質疑及び関係書類の監査を実施した。

(5) 監査の着眼点

① 共通事項

ア 予算の執行は、計画的かつ効率的に行われているか。

イ 予算の執行の手続きは適正か。

ウ 決裁は、定められた手続きを経ているか。

② 個別事項

ア 委託の相手方及び選定方法は適切か。

イ 委託料の算定根拠は、合理的な基準に基づき行われているか。

ウ 委託内容の履行確認は適正に行われているか。また履行期限は守られているか。

エ 委託料の支出は適正な時期に行われているか。

(6) 結果

① 概評

対象事項を監査した結果、下記のとおり要望する。

② 個別事項

ア 指摘事項 なし

イ 要望事項

医師一人1時間あたりの接種単価と医師会の事務手数料について、医師会と口頭での協議で決定したとのことであるが、その協議の記録がなく、契約単価の積算根拠が不明であった。

今回の委託契約は、競争によらず、発注者が適当と認める相手方を選んで、その者と契約する随意契約であった。今後は、協議内容の記録を残し、契約金額を決定した根拠を明確にするよう努められたい。

以上